

水戸市保健所からの お知らせです

保健予防課

☎243・7315

成人の風しん 抗体検査・予防接種

▼抗体検査

対／水戸市に住民登録がある次の方

- ① 妊娠を希望する女性
 - ② 妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者
 - ③ 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者
- ※過去に風しんにかかったことがある方、抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性の方は対象外。 料／無料

▼予防接種(任意接種)

対／水戸市に住民登録があり、平成2年4月1日以前に生まれた次の方

- ① 妊娠を予定または希望している女性
- ② 妊娠している女性の夫(パートナー)

※婚姻関係が明らか(事実上婚姻関係にある方を含む)で、これまで風しんにかかったことがなく、また、風しんの予防接種を受けたことがない方

料
 ／接種費用から助成額(風しん単独ワクチン3000円、麻しん風しん混合ワクチン5000円)を差引いた額

※接種費用は医療機関により異なります。

持ち物／住所、氏名が確認できるもの(被保険者証、運転免許証など) ※予防接種の対象②の方は、母子健康手帳も持参。 申／電話で、実施医療機関へ ※詳細は、保健予防課へお問合せください。

地域保健課

☎243・7311

受動喫煙防止に ご協力をお願いします

改正健康増進法により、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などは敷地内禁煙に、事務所、集会所、娯楽施設、飲食店(※1)は、原則として屋内禁煙となりました。

また、屋外に喫煙所を設置する場合は、通常、人が立入らない場所を区画し、喫煙場所であることを掲示するなど、受動喫煙を防止するための配慮が必要で、受動喫煙により健康を損なう恐れがある場所では、望まない受動喫煙を生じさせないよう、周囲の状況に配慮しましょう。

(※1)令和2年4月1日時点で飲食店登録をしている小規模な飲食店は経過措置あり。

また、屋外に喫煙所を設置する場合は、通常、人が立入らない場所を区画し、喫煙場所であることを掲示するなど、受動喫煙を防止するための配慮が必要で、受動喫煙により健康を損なう恐れがある場所では、望まない受動喫煙を生じさせないよう、周囲の状況に配慮しましょう。

(※1)令和2年4月1日時点で飲食店登録をしている小規模な飲食店は経過措置あり。



保健推進員は地域で健康 づくりを応援しています

保健推進員は、地域と行政のパイプ役として、各種健診の勧めや相談、地域の健康づくり事業への協力支援などの活動をしています。

小学校区ごとに選任された保健推進員約2500名が、各地域の健康づくりのお手伝いをしていますので、気軽に相談してください。

地域の保健推進員に相談したい方は、地域保健課にお問合せください。



なんでも健康相談

なんとなく体調が悪いが病院に行くほどではない、病院では話がしづらい...そんなことはありませんか。子育てのことや介護のことまで、なんでも結構ですので、保健師や看護師に相談してみませんか。面談による相談や電話相談を受付けています。

相談日時／毎週水・木曜日、午前9時30分～午後4時30分 ※面談による相談は事前予約が必要です。 場／茨城県保健衛生会館(緑町3) 専用電話／060・2266・7374 料／無料 申・問／まちの保健室(茨城県看護協会内、☎221・6900)へ

集団健診の 会場を変更します

11月30日(火)までの、市保健所で予定している集団健診の会場を、次のとおり変更します。

- (変更前)市保健所(笠原町)
 - (変更後)市役所2階(中央1)
- ※11月9日(火)のみ、県立健康プラザ(笠原町)で実施。

日時の変更はありません。健診を予約された方には、健診の1週間ぐらい前に、案内通知を送りますので、ご確認ください。詳細は、地域保健課へお問合せください。

※常澄保健センター、内原保健センターでの集団健診、市保健所での乳がん検診は、会場の変更はありません。